

# 社会病理学の過去と現在

村上直之

Once disentangled from the respectable working class, the residuum could not its own overturn London. Once detailed social investigation and the activity of the strikers themselves had established a clear distinction between the 'legitimate' claims of labour and the ugly symptoms of 'social disease', fears of revolution could be turned aside. The casual residuum was no longer a political threat—only a social problem.

—Gareth Stedman Jones, "Outcast London"

## I. 社会学と身体シンボリズム

### 身体と社会のアナロジー

人間の身体が病むのと同じように社会もまたさまざまな病気に冒されるというものの考え方は、身体と社会についてのアナロジーにもとづくものであり、こうした発想法はおそらく人類の歴史とともに古い。居住空間や都市あるいは国家や宇宙を人体のメタファーで説き語るといった例は古代ギリシャをはじめとして、また未開と文明とを問わず、世界各地に数かぎりなくみられるし、神を人間の姿として描くいわゆる神人同型論 (anthropomorphism) と同様に、そもそも人間の象徴的思考のもっとも根源的な表現形式である身体シンボリズムの一つとみなすことができる。

私たちが今日、犯罪や非行あるいは貧困やスラムといった問題を現代社会の病理現象と呼ぶとき、私たちの思考は暗黙のうちにそうした身体シンボリズムの地平にある。たとえば、「非行は学歴社会の病理である」というとき、私たちは学歴社会それ自体を病める身体になぞらえ、非行問題をその症候とみなしているわけである。「英国病」「先進国病」「ナルシズム症候群」「犯罪症候群」等々、今日数多くの新種の社会病理用語の氾濫を目のあたりにするとき、私たちの現代はこれまでのどの時代にもまして身体シンボリズムがその象徴力を発揮しているかのようである。だが、はたしてそうだろうか。これらの表現はもはや修辭的なクリシェ以上のものではなく、「ここに問題がある」ということをただ単に標示するだけの記号でしかない。身体シンボリズム特有の個別的な現象から全体的現実 (total reality) をいっきよに把握しようとするヴァイタルな喚起力はすでに失なわれている。むしろ、「症候群」あるいは「シンドローム」等の言葉の消費的<sup>エビデミック</sup>な流行化現象自体、高度に産業化されて無機的な人工環境の中に封じ込められている私たちの身体シンボリズムが、現代という時代の全体像を結びやうとして結びえずに喘いでいる事態を端的にものがたっているかのようである。

このように考えるとき、19世紀末のヨーロッパにおいて、社会病理学が近代産業社会の診断

学として成立したことはあらためて検討しなければならないように思われる。そもそも社会学そのものが社会有機体論として成立したことは周知のことであるが、それを極限的な形態にまで展開したのが社会病理学にはかならない。社会病理学を含めて社会学の成立自体が、身体のシンボリズムを基礎としてはじめて可能だったことは驚くべきことといわなければならないだろう。というのも、逆にいえば、人類に普遍的な思考である身体のシンボリズム自体が19世紀後半のヨーロッパ産業社会の確立をもってはじめて、歴史上他に類をみないまでに精緻な体系化をほどこされたということが出来るからである。

### 社会有機体論の登場とその背景

一般に社会学テキストの教えるところによれば、社会を一つの身体すなわち社会体 (corps sociale あるいは social body) とみなすコント、スペンサーらの社会有機体論は、19世紀の自然科学の急速な発展、なかでも生物学と医学のめざましい発達に大きく影響を受けて成立したとされる。わけても進化論の影響力は圧倒的であり、コントはラマルクの、スペンサーはダーウインの、それぞれ生物進化にかんする学説がその社会有機体論を基礎づけたといわれている。新興の学問がその理論体系の構築をめざす際、先行するもっとも発達した先端科学にその範型をもとめることは今日もかわらず見られることであり、こうした定説そのものに異議をさしはさむ余地はない。しかしながら、生物学とりわけ生理学の発展それ自体が同時代の物理学と化学のいちじるしい発達の影響下に進行したのであり、当時の生命観そのものが生命現象を物理化学的な還元によってとらえる決定論的な機械論モデルであったことを思い起こすとき、こうした定説にはいささか疑問の余地が生じないわけにはいかない。19世紀の自然科学は18世紀後半にはじまる産業革命の進展にともなう工業技術の進歩と相互因果的な増幅作用によって飛躍的に発展したものであり、コントにせよスペンサーにせよ、そうした科学と技術によって推進されつつある産業化を中核として社会および文化の秩序と進歩を構想したのであった。そうであってみれば、彼らはその理論体系の範型を生物学にではなく物理学にこそとめ、その社会モデルを有機体ではなく一つの機械として設定することも可能だったのではないだろうか。じじつ、ほぼ同時代に成立した心理学は、たとえばジャクソンやジャンネのように機械論をモデルとして体系化されているのである。このような仮定をあえて述べるのは、産業化という人間環境の無機的な人工化（ブレイクによって「地獄の竈<sup>かまど</sup>」と呪われた産業都市！）の進行を、来たるべき社会秩序としてその統合像を描くためには、有機体いいかえれば生命体のメタファーが不可欠だったということはきわめて逆説的なことだからである。しかし、この逆説、すなわち心理学が人間という生命体を機械のメタファーで語り、社会学が産業化によって形成された社会という機構を有機体のメタファーで語るという逆説にこそ、19世紀の産業化そのものによって生みだされた倒錯的な知の欲望が隠されているのである。

「スペンサーは死んだ」というパーソンズの言葉が語るように、今日、社会有機体論は社会学理論史の冒頭の一頁にすぎず、死せるメタファーとなって久しい。しかしながら、そのパーソンズをはじめとする構造機能主義の社会システム論にせよ、あるいはまたシカゴ学派の人間生態学にせよ、窮極のところ生物学モデルを基礎としていることを想起するとき、社会という

観念は人体であれ他の生物体であれ、身体のシンボリズムによってその生命力を賦活されるということができよう<sup>2</sup>。今日、社会有機体論は死んだが、社会病理学がたとえ社会問題に対する社会学的アプローチの単なる呼称にすぎないとしても生き残っていることはおそらく理由のないことではあるまい。私たちが病いの床にあるとき私たちの身体を意識するのと同じように、私たちは危機状況においてこそ社会という観念を強く意識するからにほかならないであろう。

コント、スペンサーらの社会有機体論は、産業社会の発展を人間の意識とはかかわりなく進行する自然現象、すなわち社会の有機的進化とみなす決定論的な歴史観を内在させていた。19世紀ヨーロッパが産業革命以降経験しつつあった未曾有の社会的混乱、人口の都市集中とその賃金労働者化によって発生している数かずの社会的な諸問題——失業・貧困・疾病・群衆暴動をはじめとする犯罪等——に対して、社会有機体論は、それらが産業化すなわち進化のプロセスにおける過渡的な混乱以上のものではなく、産業化＝進化に対して国家による政治的・社会的な介入をなすべきではないという、自由放任<sup>レッセ・フェール</sup>の思想的立場をとっていた。コントにおいては理性と科学と道德教育による実証主義の支配が、スペンサーにおいては動物界における自然淘汰と同様の生存競争による適者生存の原理が、いずれは産業的社会秩序の均衡をもたらすとみなしていた。こうしたレッセ・フェールの思想において、社会有機体論は、その社会観において対極にある19世紀初めのベンサム以来の功利主義<sup>アトミスティック</sup>哲学にもとづく原子論的社会観と立場を同じくしていたのであった。

## Ⅱ. 社会病理学とその認識論的空間

### 産業化と社会病理学の登場

19世紀末における社会病理学の登場は、この世紀を支配していた自由放任思想からの転換をもたらすものであり、産業化と都市化によって深刻化する社会問題に対する専門主義的・官僚主義的な介入すなわち社会統制の緊急性を訴求する福祉国家イデオロギーの萌芽をなすものであった。今日、社会病理学の古典的著作として挙げられる書物群——ロンブローゾ『犯罪人』(1876年)、フェルリ『犯罪社会学』(1880年)、リリエンフェルト『社会病理学』(1896年)、デュルクム『自殺論』(1897年)、シュトレムベルク『売春』(1897年)、ブース『ロンドン民衆の労働と生活』(1892—97年)等——はいずれも社会問題の個別領域における専門主義的な診断と処方論を論じた記念碑的な著作となっている。その意味において、社会病理学は、19世紀における数かずの社会改良運動、すなわち少年保護、監獄改良、精神医療改革、公衆衛生改革等のエートスを受け継ぐとともに、それら各個別領域での改革を公共政策として制度化するための理論的基礎の構築の試みとなっている。社会病理学の登場の背景に、広範化し深刻化する社会問題の発生を産業資本主義の構造的矛盾としてその体制自体の変革を企図する当時の都市型社会主義の諸理論に対する思想的対決という側面があることも見失ってはならないであろう。

今日、社会病理学はさまざまな社会問題を「社会的異常」あるいは「社会病」といった用語で包括することによって価値判断と事実判断との明確な基準を曖昧化してしまっているという批判が常識とされている。しかしながら、そもそも何が社会問題であるかということの判定そ

れ自体にすでに問題解決のための採るべき方向は示唆されているのであり、社会病理学にとってその判定基準とは産業化の推進のために何がその阻害要因であるかという一点にあったことを忘れてはなるまい。つまり、社会病理学は資本主義か社会主義かという政治的なイデオロギー選択の問題を越えた位置に自らの学問を定立させようとして登場したのである。その意味で、この学問が当時の医学にその範型をもとめたことは、医学が先端科学としてもっとも進歩のめざましい領域であったということよりも、医療というもっとも古い職業に自らを擬することによってその専門性を制度的に確立させようという動機づけがひそんでいたという点の方がより重要である。社会病理学の成立について真に問われるべきは、当時の医学を含めて、この学問が19世紀のいかなる認識論的空間の上に成立したのかという問題でなければならないのである。

### 「正常」—「異常」カテゴリーの成立

社会病理学の判断基準をなす「正常」と「異常」というカテゴリー自体が19世紀に成立したという事実について、これまで一度も検討されることがないのは不思議なことである。「正常」と「異常」というカテゴリーがいかなる認識論的空間の上に成立し、またその空間を生みだし、かつそれを支えているのが何であるかを知ることは、今日の私たちもお同一の空間の影の下に内属している以上、きわめて重要なことと思われる。

社会病理学が医学とりわけ生理学のアナロジーによって成立したという通説こそ、「正常」と「異常」というカテゴリーがいかなる認識論的空間の上に成立したかという問いをこれまで抑圧し隠蔽してきたものにほかならない。たとえば、今日、『社会病理学』というタイトルを冠された最初の書物は先に挙げたリリエンフェルトによって著されたというのが定説とされ、その著作にもっとも大きな影響を与えたのは生理学者ヒルヒョウの細胞病理学説であるといわれている。リリエンフェルトは社会体の要素的単位を「細胞個人」と呼び、社会病の原因はすべて個人＝細胞の退化や異常によるものであり、それによって伝染するとみなしたが、こうした考え方はヒルヒョウの病因論、すなわち身体の「異常」の原因は個々の細胞にあり、組織内での病理細胞によって伝染するという学説からのアナロジーによるものとされている。今日、リリエンフェルトの『社会病理学』はそのグロテスクなまでの身体生理学とのアナロジーそのものによって顧られることもないが、ここで指摘しておかなければならないのは、彼に影響を与えたほかならぬヒルヒョウ自身の細胞病理学説の発想にひそむ身体と社会のアナロジーについてである。19世紀最大の生理学者と称されるヒルヒョウの病理学自体が、人間の身体を個々の細胞が市民に対応する一つの国家に擬し、病気を病める細胞すなわち不法な市民による暴動や内乱になぞらえている点である。このような事実は、社会病理学の「正常」と「異常」というカテゴリーが、単に当時の生理学のアナロジーによって成立したものだとする通説を疑わしめるに十分であろう。当時の医学や生理学をも含めて、身体と社会とが相互に置換可能なメタファーとして相同的な位置を占めていたのが19世紀の認識論的空間であったのであり、その根底を支配していたものが何であったかということこそが問題なのである。

### 19世紀の認識論的空間

一つの時代がいかなる時代であったかを知るには、その時代を生きた人びとがもっとも恐れ

ていたのは何かをたづねることであるだろう。19世紀の人びとの恐怖の対象が、フランス革命を氷山の一角とする都市群衆による歴大な数の暴動であったことは、E・P・トムソンに代表される今日の歴史学が明らかにしている事実である<sup>3</sup>。それらの都市暴動の多くは、今日の日から類推されるような明確な階級意識と政治的イデオロギーによって組織された労働者による計画的なストライキやデモ行動であるよりも、産業化すなわち工場制労働が強い労働規律になじまない当時の労働者の労働慣習と規律との圧轢によって自然発生的に勃発するものであったといわれている。生理学者ヒルヒョウをして、病理細胞を都市群衆になぞらえさせたことの背後にあるものは、こうした都市騒乱に対する恐怖であっただろうことは想像に難くない。だが、それがいかなる恐怖であったかを明らかにするには、この世紀を特徴づけるもう一つの恐怖について見てみなければならないだろう。

19世紀の医学と生物学の飛躍的な発達が産業革命以降の工業技術の発展とあいまって進行したことは前に述べたが、その実践的分野における主要な対象がコレラやチブス等の<sup>エビデミック</sup>疫病であったことはこれまたよく知られた事実であろう。これらの流行病が蔓延する温床となったのは産業化による人口集中の結果肥大した都市の労働者居住区とりわけ最下層地帯（貧民窟 rookery）であった。その猖獗をきわめた生活環境と劣悪な労働条件の実態についてはジャーナリスト、メイヒューの『ロンドンの労働者と貧民』やエンゲルスの『イギリス労働者階級の生活状態』あるいは当時の公衆衛生学者たちによる数多くの報告書によって知られている<sup>4</sup>。19世紀を支配したもう一つの恐怖とはこれらの疫病の恐怖にほかならない。今日の私たちの衛生観念は伝染病が種々の細菌によって感染することを常識としているが、当時の疫病への恐怖を私たちの常識によって類推することは事態を見誤るであろう。疫病の発生と感染とは、19世紀においては、不浄な最下層労働者居住地帯が生み出す「瘴気」（miasma）によるものとみなされていたのである。

都市暴動をはじめとする犯罪への恐怖と疫病への恐怖とは、19世紀の人びとにとって同一の恐怖にほかならなかったのである。その発生源が同一の地区、すなわち労働者居住区の中の最下層地帯を温床とするとみなされていたばかりでなく、なにより恐れられていたのはその危険な集団性とその感染性であったのである。つまり、最下層労働者の居住区はその不浄な瘴気の発生によってコレラやチブス等の疫病の温床であるばかりでなく、都市暴動をはじめとする犯罪や売春その他の悪の温床であり、健全で規律のある（あるいはあるべき）労働者の生活を汚染し、怠業と乱酔と不道徳な慣習へと墮落に導く存在であるとみなされていた。要するに、貧民層はその集団的な感染性によって危険階級（dangerous class）と考えられていたのである。先に、19世紀の認識論的空間が身体と社会が相互に置換可能な強烈なメタファーとなりうる空間であったことを指摘したが、それを可能ならしめていたものこそ、こうした都市暴動をはじめとする犯罪と疫病への恐怖にほかならなかったのである。いいかえれば、悪と<sup>よこ</sup>汚れとがその感染性において同定されるような認識論的空間においてはじめて、身体と社会とのメタフォルカルな置換が可能だったのであり、「正常」と「異常」というカテゴリー自体がこのような恐怖に支配された認識論的空間の上に成立しているのである。

## 悪＝汚れの恐怖とエピソードロジー

19世紀は、産業化の進行とともに、社会の「正常」領域と「異常」領域とを明確に分割するさまざまな制度＝施設インスティテューションの設立がゆっくりと進行していった時代であった。工場制に適合的な労働規律と生活規律とをもった堅実な (respectable) 労働者階級の創出を企図して、近代公教育が成立したことはつとに知られているが、工場と学校のみならず、公共図書館、公園、動植物園、さらに劇場をはじめとする健全娯楽施設等も同じ企図の下に設立されていったのである。と同時に、監獄、少年院、精神病院等の諸制度＝施設インスティテューションの設立の意図は、堅実な労働者をむしばむ危険階級の排除とその隔離にあったのであり、これらが数多くの人道主義的な社会改良運動の善意の産物であるとしても、彼らを暗黙のうちに衝き動かしていたものは産業社会の道徳的秩序を崩壊にみちびく悪＝汚れの感染性の恐怖だったといえることができる。

19世紀末に社会病理学が成立したのはそうした恐怖に支配された認識論的空間の上においてだったのであり、当時の医学（公衆衛生学をはじめとする予防医学が中心であった）と生物学をモデルとしたというより、それらの学問もまた同じ空間の上に成立していたからこそアナロジーが可能だったと考えるべきなのである。たとえば、ロンブローゾの「生来性犯罪者」（1876年）という人間類型は、社会的な危険分子を社会の寄生虫とがバイ菌とかいって異物視するものの見方において医学的メタファーにもとづいているかのようにみえる。しかしながら、彼の説は19世紀の医学史上最大の発見である伝染病の病原菌の発見（結核菌は1882年、コレラ菌は1883年）や遺伝学の成立（20世紀初頭）に先行している。さらにいえば、犯罪者をその顔貌や骨相つまり身体的スティグマによって識別しようとする彼の学説は、彼自身がいうようにインスピレーションによって発見されたというよりも、19世紀産業社会が生み出した一般的な人間類型だったのであり、その集大成にほかならない。そうした類型化の根底にあるのは、産業社会の道徳的秩序を汚染する「危険階級」をいかに識別し排除するかという、悪＝汚れの恐怖感情だったのである。

疫病への恐怖は結核菌・コレラ菌につづく数かずの病原菌の発見、いわゆる「細菌学の時代」の到来以降、その集団的な感染性の原因がつきとめられることによってしだいに鎮静化することになる（といっても、それらの治療体系の確立はその後4分の3世紀以上を要するのであったが）。

しかしながら、犯罪をはじめとする「社会的異常」に対する恐怖はその集団的な感染性への恐怖として、今日においてもなお私たちの集合感情に深く底流しつづけているといわなければならない。19世紀から今日にいたるまで、社会病理学あるいは社会問題研究のもっとも基礎的な資料として常に参照されるのは犯罪・非行・精神病・自殺・アルコール中毒等の社会統計であることはいまでもなかるう。これらの各種統計は個々の病理現象がどのような地域・階層・年齢あるいは性別によってその頻度と分布が異なっているかという発生率に関する社会的トポグラフィを構成しているが、こうした社会統計の基本的な認識方法は19世紀の疫病に関する医学統計とまったく同一の起源をもつものである。イギリスにおけるチャドウィック、フランスにおけるバラン＝デュシャトレに代表される19世紀の公衆衛生学者たちの手になる疫病に

関する衛生統計調査が同時に犯罪・売春等の調査を必らず含んでいたという事実を忘れてはなるまい。今日、エビデミオロジー（疫学）という学問名称は医学統計や医学的トポグラフィーにのみ限定されているが、19世紀においては犯罪・売春等をも包含していたのである。その意味において、社会病理学の実質的な源流をたどるならば、リリエンフェルト等よりもこれら19世紀半ばの公衆衛生学者とりわけチャドウィックやパラン＝デュシャトレにたどりつくといわなければなるまい<sup>5</sup>。

私たちは今日、社会問題に関する論議をかならず統計的事実の参照から開始するが、その時、私たちは科学研究が客観的事実にもとづかねばならないことを理由として挙げるのが常である。だが、そうしたステロタイプ化した言説を暗黙のうちに支配しているのは悪＝汚れの危険な感染性に対する恐怖感情にはかならないのである。その典型として、いわゆる「犯罪の波」（crime wave）と呼ばれる犯罪統計がもっとも適例であろう。犯罪や非行の統計曲線の上昇によって私たちのうちに醸成される感情が社会秩序に対する悪の汚染すなわち社会の病いの進行に対する恐怖であることは、今日、「第3のピーク」と呼ばれる非行統計曲線によって惹き起こされているわが国のモラル・パニック現象（「戦後最悪の事態」という表現にみられる過剰反応）を想起すれば十分であろう。こうしたパニック心理は、19世紀における疫病への恐怖とまったく同一の感情構造に根ざしているのである。

### Ⅲ. アメリカ社会問題論の展開

#### デュルケムの特異な言説

今日、デュルケムの名は社会病理学の始祖のひとりとしてそのアノミー論のみがよく知られているが、彼の次のような言説が19世紀の認識論的空間に生じさせた不協和な軋みについては不思議にも語られることがなかった。

「通念に反して、犯罪者は、もはや根本的に非社会的な存在、社会のなかによび入れられた一種の寄生的な要素、すなわち同化しえない異物などではなく、まさしく社会生活の正常な主体としてあらわれる。犯罪もまた、もはや、いかに狭い限界内に抑制されてもなお足りないような悪と考えられてはならない。犯罪の率が平常の水準からあまりにもいちじるしく落ち込むような場合、それは喜ぶべきことであるどころか、この外見上の進歩はなんらかの社会的混乱と同時的に、また緊密に結びつきながら生じているものと考えてまちがいない」。

デュルケムが彼自身をも驚かせることになった上のような言説にたどりついたのは、その『社会学的方法の規準』（1895年）において「正常」と「病理」というカテゴリーを検討するさなかであったが、ここで否定されているのはロンブローゾに代表される19世紀の犯罪者観や犯罪統計に関する常識的な（今日もなお趨勢をなしている）読解法ばかりではない。彼は「異常」すなわち「病理的なもの」の判定基準をもとめて苦痛、環境への不適応、生存のチャンスの減少等がいずれも指標として不適当であることを論じた後に、「正常なもの」とは「もっとも一般的な諸形態を示している事実」すなわち「平均的類型」にほかならず、「病理的なもの」

とはこの基準からへだたっているすべてであると述べる。こうした「正常」と「異常」の定義によって、一定の水準の発生率を示す犯罪は「正常」とされ、その水準から（増加であれ減少であれ）いちじるしく逸れた率の犯罪は「異常」とみなされることになる。そして、犯罪現象はそれ自体「正常社会学に属する一事実」であると結論づけられるのである。デュルケムがこうした言説によって否定しているのは、彼自身かならずしも明確に自覚していないとしても、当時の「正常」カテゴリーそれ自体にほかならず、その言説は悪＝汚れの恐怖に支配された19世紀のエピデミオロジカルな認識論的空間からの離脱をものがたっているのである。

犯罪現象の「正常」な平均値あるいは標準値がどのように決定可能かという障壁に直面するとしても、「正常」を平均的類型、「病理」を標準からの偏差とみなすデュルケムの見解は、基本的には統計学的なものであるにもかかわらず、20世紀における社会問題研究にとって決定的なターニング・ポイントを告げるものであった。すなわち、今世紀のアメリカ社会学を中心とする逸脱研究の出発点をデュルケムに見出すことができるということである。

ここで指摘しているのは、いわゆるアノミー論を継承するマートン等の機能主義的方法がデュルケムに由来するという通説のことではない。彼らに先行する1920年代のシカゴ学派による社会解体論を含めて、社会問題を（貧困などの状態であれ犯罪・非行などの行動であれ）「社会的標準」からの逸脱現象とみなすアメリカ社会問題研究全体の認識枠組がデュルケムに端を発するということである。そもそも「逸脱」という概念は、逸脱者あるいは逸脱行動という語も含めて、19世紀にはけっして登場することのなかった概念であった。犯罪を「正常」カテゴリーに帰属させるデュルケムの特異な言説は、19世紀の「正常」—「異常」カテゴリーが今世紀のアメリカ社会学を中心とする社会問題研究の基本的な認識枠組である「同調」—「逸脱」カテゴリーへとゆっくりと変容を遂げていくプロセスにひっそりと置かれた一つの標石にほかならないのである。

### シカゴ学派の社会解体論

アメリカ社会問題研究がその独自のパースペクティブを展開したのは、第一次世界大戦後のシカゴ大学を中心とする社会解体論によってであった。それ以前のアメリカ社会学の社会問題認識が基本的には19世紀ヨーロッパの社会病理学的な認識枠組の中にとらえられていたのに対して、いわゆるシカゴ学派が「正常」—「異常」カテゴリーから多少なりとも離脱することが可能であったのは、社会学自体のアカデミズムとしての確立という側面も無視することはできないとしても、当時アメリカ最大の産業都市であるとともに犯罪都市とも呼ばれたシカゴを巨大な実験場として実証的・経験的な調査研究の龐大な集積体を産出することができたからであった。この時期のアメリカは未曾有の人口移動、すなわち、南部農村から北部都市への国内移住とともにヨーロッパをはじめとする国外からの移民によって特徴づけられる都市化と産業化の飛躍的な進行の時期であり、それにともなって広範かつ多様に発生する社会問題を「異常」あるいは「病理」というカテゴリーで包括することはもはや不可能であった。多民族・人種のるつぼと化した巨大都市における人間の生活と行動は、たとえそれが正常であれ異常であれ、あるいは健全とみえようが不健全とみえようが、まさに都市複合体のさまざまな諸側面、



すなわち「<sup>ナチュラル・フェノメナ</sup>自然な現象」とみなさないわけにはいかなかった。パークとバージェスに代表される人間生態学<sup>ヒューマン・エコロジー</sup>が基本的には19世紀ダーウィンの生物学モデルに依拠しているとしても、その強調点は生存競争による適者生存の原理ではなく、自然界における動植物と同様の相互依存、すなわち共生（symbiosis）の原理へと移行していることを忘れてはなるまい。ダーウィンとともに、ジンメル<sup>1</sup>の社会関係の時間的・空間的特性にもとづく社会的分化の観念、さらにはデュルケム<sup>2</sup>の社会的競争と分業を決定因とする人口分布の観念を基礎としながら、シカゴ学派は独自の都市のエコシステム（生態系）理論、すなわち多様な民族・人種複合がいかにして空間競争（struggle for space）を行いながら棲分けし共存しあっているかについての理論を展開した。その記念碑的成果が、今日いわゆる都市同心円理論と呼ばれるパーク、バージェスそしてマッケンジーによる『都市』（1925年）であり、またそれと平行して、直接的な参与観察によって問題地域と問題行動をいわばインサイダーの視点から捉えた数多くの事例研究が行われたのもこの時期である。アンダーソンの『ホーボー』（1923年）、トマスの『不適応少女』（1923年）、スラッシャーの『ギャング』（1927年）、ワースの『ゲッター』（1928年）、ショウの『非行地域』（1929年）、あるいは30年代のフェアリスとダンハムの『都市の精神障害』（1938年）、さらにホワイトの『ストリート・コーナー・ソサエティ』（1943年）等がそれである。これらの事例研究はいずれも大都市における社会解体地帯<sup>エスノグラフィ</sup>の民族誌として、少数民族や黒人からなる下層労働者居住区<sup>3</sup>の生活世界を固有な文化として記述し分析している。

シカゴ学派の社会問題研究が社会解体論として総称されるのはきわめてアイロニカルなことといわなければならない。社会解体という概念は、一般に、社会統制規範の崩壊あるいは社会の地位＝役割体系の欠陥として定義されているが、シカゴ学派が社会解体地帯と呼ばれる地域に見出したのは緊密なネットワークによって結合された人間関係の組織体、あるいはライフスタイルとしての文化にほかならなかったからである。そもそもこうした逆説を生じさせた原因は、生活史と民族誌による事例研究法と平行して用いられた統計的方法に由来している。シカゴ学派が社会解体の指標として挙げたのは、犯罪・非行・自殺・精神障害・アルコール中毒・性病・離婚等の発生率とその地理的分布であった。そして、これらの率とその分布がいずれも移民・黒人その他の少数民族からなる下層労働者居住区に集中しているという統計的事実から、その地区が解体地帯と名づけられたのである。こうした統計的方法による発生率分布は基本的には19世紀のエピデミオロジカルな社会的トポグラフィを継承するものであり、公式統計データに依存するその方法は後にラベリング理論によって内在的批判を受けることになるのである。

シカゴ学派が暗黙のうちに前提していたのはアメリカ中産階級イデオロギーにほかならない。パークとバージェスらの都市同心円理論は解体地帯を移行地帯（area in transition）と呼んでいるが、シカゴ学派の社会解体の概念は、社会変動を組織化→解体→再組織化という社会過程として捉えるナチュラルスティックな社会観に由来するものであり、彼らが解体＝移行の最終的な過程として想定していたのは、異民族・異文化からなる解体地帯がやがてはアメリカ中産階級の支配的文化へと同化＝再編成されるという、いわゆるアメリカナイゼーションの過程であった。

シカゴ学派は、一方において解体地帯と呼ばれる地域が固有の文化を有した生活組織体であることを発見しながらも、他方においては、それがアメリカ中産階級文化から逸脱したものであり、やがては後者に同調し包摂されるべきものとみなした点において、19世紀以来の社会病理学と同様の絶対主義的な価値判断（J. D. ダグラス<sup>6</sup>）を前提としていたといえる。しかしながら、看過してならないことは、社会問題の判定基準が文化的価値にあり、文化が支配的であれ副次的であれ固有の価値を有するものである以上、社会問題の判定とはいずれかの文化の価値基準に照らした場合にのみ成立する、いかえれば一方の文化的基準からは逸脱となり他方の基準からすれば同調とみなされるという、文化多元主義的な「同調」—「逸脱」カテゴリーが社会解体論のうちに胚胎しているという点である。こうして、社会問題を逸脱研究とみなすアメリカ社会学独自のアプローチはシカゴ学派の社会解体論をもって始まるのである。

### アノミー論と分化的接触論

マーティンのアノミー論、サザーランドの分化的接触論は、社会解体論につづくアメリカ社会問題研究の一時期を画する逸脱原因論の二つの代表とされている。パーソンズとならんでハーバード学派の指導的位置にあるマーティンの構造機能主義理論とシカゴ学派の正統であるサザーランドの文化的葛藤理論とは、通常、前者が「構造」に後者が「過程」にそれぞれ焦点をあてた、たがいに対立的な理論とみなされているが、ここではアノミー論と分化的接触論とがともに社会解体論のもつ二つの側面を継承させた逸脱理論であることを明らかにしよう。

マーティンのアノミー論は、デュルケムの「社会的規制の崩壊状態」というアノミーの記述的概念を、「社会的文化的目標とその達成のための制度的手段との間の不整合」という分析の概念に修正したものであり、アメリカ競争社会においては、金銭的成功という目標の過度な強調があらゆる階層に広範に浸透しながら、その達成のための制度的機会が階層間で差異化されているというのがその主要な論点である。したがって、マーティンによれば、逸脱行動とはそうした文化的目標と制度的手段あるいは機会との不整合な状況すなわちアノミー状況に対する「正常」な適応行動なのであり、そのさまざまな形態が「同調」「改変」「儀礼主義」「逃避」「反逆」という五類型に分類されることになる。

以上があまりにも有名なマーティンのアノミー論の概略であるが、彼のそもそもの問題意識がいかなるものであったかについて、マーティン自身はそれを「アノミーの社会的トポグラフィ」の「発見」にあるとして次のように述べている。「アメリカ社会において、人びとに一定の目標をめざすよう要求する文化的価値とこうした価値を実現する特定の可能性との矛盾が最大限に達している社会構造上の場所をつきとめること」である、と<sup>7</sup>。

このように、マーティンがアノミー論によって窮極的に意図していたのは単なる逸脱行動の類型ではなく、その種類と頻度とを含めて逸脱行動の多発地帯すなわちアノミー状況のエピデミオロジカルなトポグラフィにあったのであり、彼の問題関心がシカゴ学派によるエコロジカルな社会解体地帯の地図化（figuration）を理論的に継承するものであったことが容易に理解されるだろう。また、両者に共通するのは、犯罪・非行その他の発生率に関する公式統計数字（figure）を適用した統計的方法を基礎としていることである。マーティンの理論がシカゴ学派

の社会解体論の単なる継承ではなく発展であるのは、社会解体論が逸脱原因をけっきょくのところ地理的環境に帰着させたのに対して、アノミー論がアメリカ社会の文化的目標という価値次元を導入することによって地理的であるとともに精神的な環境因を提示した点にある。いいかえれば、社会解体論自体がマートンのアノミー論によって、単なる地理的空間のトポグラフィではなく、行動的・精神的空間のトポグラフィとして抽象化され一般化されたといえることができるだろう。それを可能ならしめたのは、申すまでもなく、アメリカ社会をすでに高度な均衡システムとみなした構造機能主義的社会観にはかならないのである。

サザーランドは、シカゴ学派の事例研究法というもう一つの方法論的基礎を受け継ぐことによって、逸脱行動がその人間の所属する下位文化と支配的文化との価値葛藤の所産であるとの観点から、逸脱者がいかにしてその逸脱的動機づけと行動あるいはその技術と正当化のパターンを学習するかという、一種の社会心理学的文化伝達理論を展開した。彼は「社会解体」の概念を修正して「分化的社会組織」(differential social organization)の概念を提示し、支配的文化に同調的な行動様式と逸脱的な行動様式とは職業・階層・人種・生活様式の相違に応じて差異的に組織化されており、それとの接触(association)の頻度・期間・強度・プライオリティの度合によって逸脱経歴が決定されると考えた。これが彼の分化的接触論であり、シカゴ学派が歴大なエスノグラフィの集積によって見出した文化多元主義の継承がここに見られる。

サザーランドの理論は犯罪研究を中心としており、その主要な関心はホワイトカラー犯罪・組織犯罪等の<sup>タイロロジー</sup>類型論にあるが、逸脱原因論への功績として看過してならないのは、後にA・コーエンの非行下位文化論<sup>8</sup>と継承される、犯罪を文化として捉えるパースペクティブであろう。犯罪原因を単に経済的・物理的な環境因にのみ限定することなく、犯罪が特有の文化を形成しているという視点は、中産階級の犯罪あるいは権力犯罪に対する分析の道を切り拓いたといえることができる。

マートンのアノミー論(「社会構造とアノミー」論文初出、1938年)とサザーランドの分化的接触論(『犯罪学原論』1939年)とはいずれもアメリカ30年代末に登場し、それぞれ著者自らの手によって数度の修正を加えられるとともに、50年代を通じて数多くの後継者たちによる歴大な調査研究によって精緻化されてきたが、1960年、クラワードとオーリンによって二つの理論の統合がなされた。分化的機会構造論がそれである<sup>9</sup>。彼らは、マートンの文化的目標と制度的機会という二項図式に加えて非制度的機会というもう一項を導入することによって、逸脱下位文化と逸脱行動の諸類型は二つの機会構造のいずれかへの接<sup>アソシエーション</sup>触の度合いによって差異的に決定されると唱えた。クラワードとオーリンの分化的機会構造論の重要性は、黒人をはじめとする少数民族を中心に構成される貧困階層に対して経済的成功機会を保証し、貧困の文化として形成されている非行下位文化への接触機会を断ち切ることによって、アメリカ産業社会の基本原理解である競争的秩序を活性化し維持しようとする「偉大な社会」をスローガンとして掲げた、ケネディ＝ジョンソン民主党政権下のいわゆる「貧困撲滅運動」とその政策機関である経済機会局(OEO)の理論的支柱となったことである。正規初・中等教育の拡充、国庫補助による高等教育の拡大、補助教育、職業訓練計画等の教育政策、人種的・宗教的・階級的

・性的差別廃止をめざす社会政策、社会保証等々、数十億ドルという巨額を投じたこれらの福祉国家政策は、アメリカ社会問題研究の集大成としての理論的成果であるとともに、その理論的検証の壮大な実験場となったのである。

#### IV. 60年代以降の逸脱諸理論

##### 60年代の対抗文化

貧困・人種問題、都市暴動、公民権運動、反公害運動、ベトナム反戦運動とつづくアメリカはもとより、イギリス、フランス、西ドイツ、イタリア等の西欧諸国そして日本、いわゆる先進産業社会において、世界的な規模で発生した学生運動を中心とした対抗文化運動(counter-culture revolt)によって特徴づけられる1960年代という時代は、後世の歴史家によってどのような10年間として叙述されるのであろうか。

歴史学者G・ルデュは、前産業社会の群衆と都市下層民に関する研究の中で、アメリカ60年代の北部都市における黒人暴動が産業化以前の都市暴動ときわめて酷似した様相を呈していることを示唆している<sup>11</sup>。また、19世紀社会哲学に関する編著『狂気の科学』の冒頭を1968年パリ五月事件から書き起こしているR・バステードによれば、1820年代のオーエンやフーリエの空想的社会主義と1960年代のニューレフトや対抗文化運動との間には思想的な近縁性がみられ、前者が産業革命期のロマン主義の運動であったのに対して、後者は「第二産業革命」あるいは「消費社会」の時代のロマン主義運動であるという<sup>12</sup>。さらにまた、人類学者V・ターナーは、60年代のヒッピー、フラワー・パワーの対抗文化が「アメリカ中産階級の価値」に対する反抗として、千年王国運動に比することのできる運動であったという。ターナーによれば、彼らの長髪、襤褸、腕飾り等の服装やライフスタイル、ロック音楽等は「周縁性」「平等性」という、構造的に強い産業社会の文化的価値にことごとく対立する反構造的な象徴性を帯びたコミュニティを形成しているという<sup>13</sup>。

このような歴史学的あるいは人類学的な想像力による60年代の総括のしかたの適否の判断はおそらく後の時代をまたなければならぬであろうが、精神医療、犯罪学そして社会学の諸領域において60年代に簇生した数かずの諸理論、R・D・レインやD・クーパー等の反精神医学、E・M・レマート、H・S・ベッカー、E・ゴフマン等のラベリング理論、R・クイニー、A・ブラット、P・タカギ等のラディカル犯罪学、S・コーエン、P・ウォルトン、I・テイラー、J・ヤング等の批判的犯罪学、H・ガーフィンケル、A・シクレル等のエスノメソドロジーは、近代産業社会が排除し隔離してきた「狂気」や「逸脱」それ自体の中に新たな「方法」を発見しようと試みた模索として、まさに同時代の歴史的潮流の中にあつたことはまぎれもない事実といわなければならないであろう。ことをアメリカ逸脱社会学理論の簇生にかぎって言えば、マートン、クラワード、オーリン等の機会構造論を理論的支柱とする「貧困撲滅運動」の壮大な失敗という背景を無視することはできないが、その失敗こそ、経済的成功というアメリカ産業社会の文化的目標からの離脱、産業社会が強いる労働よりも生きることそれ自体に価値を認めようとする対抗文化の広範な浸透をものがたるものにほかならなかつたのである。

## ラベリング理論の問題提起

なかでもラベリング理論が60年代以降の逸脱社会学理論のトリッガーの役割を演じるようになったのは、従来の逸脱研究が「なぜ人は逸脱者となるのか」という問題関心から出発していたのに対して、「どのようにして人は逸脱者のレッテルを貼られるのか」と〈問い〉それ自体を180度方向転換させることによって、従来の理論が暗黙のうちに前提としてきた「逸脱」カテゴリーの存立基盤そのものに疑義を呈し、近代社会の自明性の領域に新たな分析の錘鉛を下したからであった。逸脱とは行為(者)の内的属性ではなく、不法な行動にかかわっていると告発される人びとと、その告発を行う人びとの間の相互作用自体にひそむ性質であるという逸脱の定義、そして逸脱研究の主要テーマを権力と利害関係を背景とする集団規則の成立過程、規則違反行為に対する社会的反作用過程、さらに逸脱者が自らの逸脱的アイデンティティを形成する過程という、三つの社会過程に焦点をあてるこの理論の研究アプローチは、シカゴ学派の生活史、エスノグラフィ等の事例研究法の継承、さらにはサザーランドの問題関心を発展させたものであって、それ自体はけっして斬新なものではないということもできる。しかしながら、ベッカーの「誰の側に立つべきか」<sup>14</sup>という表明に端的にうかがえるように、現代社会の「信頼性のヒエラルキー」によって常に蔑視され、拒絶されて無言の地下世界を形成してきた負け犬 (underdog) の主観的リアリティの側に立って、既存の官僚主義的福祉国家体制とその社会統制メカニズムに対する批判的パースペクティブを切り拓くことによって、その後の逸脱研究の先駆けとなったのである。

その主要な批判点は、犯罪・非行、精神障害等に関する「社会復帰モデル」あるいは「医療モデル」、すなわち逸脱者を社会の外部に隔離し、治療ないし矯正教育をほどこすことによって更生させることが人道的処遇であるとみなす社会復帰の理念に対するものであった。ラベリング理論が、反精神医学の主張とたがいに連動しつつ唱えたのは、刑務所・少年院・精神病院その他の福祉更生施設等の社会統制機関は本来逸脱を除去することを目的とするはずであるが、逆に固定的かつ永続的な逸脱者のスティグマを押すことによって逸脱増幅のメカニズムとして機能しているということであった。有名な「社会統制が逸脱を導く」というテーゼは、19世紀の社会病理学成立以来連綿と継承され、その正統性を疑われること<sup>インスティテューションリズム</sup>のなかつた施設 = 制度の思想に対する根本的な異議申し立てだったのである。

もう一つの主要な批判点は、従来の逸脱研究が基礎としてきた警察、精神病院等の諸機関によって作成された公式データの使用方法に関する方法論的な問題に対してであった。すなわち、公式データはそれを収集する特定の組織の職業的な利害関心と自己正当化にもとづく社会的産物であり、厳密に科学的な逸脱理論を構築するための資料として無批判に採用することはできない。J・I・キツセのこのような批判<sup>15</sup>そしてベッカーによる規則違反行動とそれに対する社会的反作用とをクロス分類させた逸脱類型論の試みは、その後エスノメソドロジーあるいはコントロロジー (統制学 contrology) によってその不徹底さが指摘されることになるとしても、単に統計学的方法に対する疑問、あるいは暗数問題の提起としてはばかりではない問題性をはらむものであった。それは、今日の社会問題研究の認識枠組が「正常」—「異常」カテゴリーか

ら「同調」—「逸脱」カテゴリーへと一世紀をかけてゆっくりと変容を遂げてきたにもかかわらず、なおも依然としてその方法論的基礎それ自体が19世紀以来のエピデミオロジカルな認識論的空間のうちに内閉されてきたことに対する、ラディカルな疑問符の呈示だったのである。

### 70年代の逸脱諸理論

19世紀以来のインスティテューショナリズムに対するラベリング理論の批判は、70年代になって、主として社会心理学的アプローチによるラベリング効果の問題として展開することになる。その代表がE・M・レマートとE・M・シュアであり、彼らは犯罪・非行の増幅回路化を回避するためにはどのような処遇が有効かという問題の解明に焦点をあててきた。その理論的帰結としての「分別ある不干渉主義」(レマート)あるいは「ラディカル不干渉主義」(シュア)の提唱は、刑事司法制度に対する改革案として、70年代のいわゆる4D政策の推進に寄与することになったのである。すなわち、被害者なき犯罪や軽微犯罪に対する非犯罪化(Decriminalization)、法執行機関の介入によるラベリング効果の回避のための、軽微な犯罪少年の準司法的な機関による福祉的・教育的な処遇への移行(Diversion)、少年院等の施設内処遇から社会内処遇への転換(Deinstitutionalism)、少年保護という名の下に軽視されていた憲法上・法手続き上の諸権利を成人同様に少年司法にも適用していこうとする適正手続き(Due Process)の四つの改良政策がそれである。これらの改革が、ドル危機そして石油危機とつづく70年代の経済不況のために財政難に見舞われた共和党政権下の「小さな政府」路線に組込まれたものであることは事実であるとしても、19世紀以来のインスティテューショナリズムからの離脱の試みであることは過少評価されてはなるまい<sup>17</sup>。その後、A・プラット、P・タカギ等のラディカル犯罪学をはじめとして、今日、刑事司法分野において、徴表説・行為者主義・性格責任論を柱とする近代刑法思想への批判の勃興とともに、カント・ヘーゲルそしてベッカリア等の古典派刑法思想すなわち行為主義・行為責任論にもとづく応報刑モデルの再検討が行われていることは、大きな歴史的転換の徴候といわなければならないであろう。

さて、「社会統制が逸脱を導く」という命題がはらむラディカルな認識論的問題は、ラベリング学派と呼ばれる研究者の間でかならずしも十分明確に意識化されていたとはいいがたいが、「逸脱」の認識論的レベルにおける象徴的意味作用についての探求の端緒となったのは、K・T・エリクソンやR・A・スコット等の逸脱の社会史研究によってであった。エリクソンは、17世紀アメリカの植民地社会においてピューリタンのコミュニティ統合に果した数々の魔女狩りや犯罪事件のシンボリックな社会的役割の問題を、またスコットは逸脱行為によってではなくその存在自体によって社会から逸脱者とみなされてきた「盲人」の地位役割の史的变化の問題をそれぞれ扱うことによって、「逸脱」と「統制」の相互作用過程が社会の「境界維持メカニズム」(boundary maintenance mechanism)を果していることを歴史的に実証している<sup>18</sup>。「境界維持メカニズム」の概念は構造機能主義者パーソンズの社会システム論にもみられるが、この概念こそ身体シンボリズムに根ざしたものにほかならない。身体がたえずメタボリズム(新陳代謝)によって生体維持を行なっているのと同様に、社会もまたその境界を侵犯するさまざまな徴表を識別し排除することによって、混沌と無秩序からたえずみずからの象徴体系を

防御し維持している。それゆえ「逸脱」とは社会秩序の存立にとって必須の、社会の規制領域の境界を明確に画定するという象徴的役割を付与された、社会自体によって産出されたものにほかならない。このように社会の象徴的論理を探求することによって、エリクソンやスコットの社会史研究は、歴史的かつ社会的な広大な認識論的視野を切り拓いたのである。

「逸脱」が社会統制すなわち社会秩序自体によって産出されるものであるという、ラベリング理論に内在していた認識から、この理論以降の数多くの逸脱研究が「葛藤モデル」に依拠して、政治権力・経済権力の問題に照準をあてた社会体制自体に対する批判的理論を展開しつつあることは、論理的に当然の帰結であったといわなければならないだろう<sup>19</sup>。A・プラットの「少年保護」に関する社会史研究が、「非行」という概念自体が近代産業社会によって創出されたインヴェンション（発明）にほかならないことを実証し、S・コーエンのモラル・パニック論<sup>21</sup>、そしてJ・ディットンのコントロロジー<sup>22</sup>が、今日の「犯罪の波」という現象がマスメディアと統制機関によって構成された現代の神話にほかならず、支配体制の強化と維持の機能を担っていることをこれまたクロノロジカルに追跡していることは、こうした潮流の例である。また、I・テイラー、P・ウォルトン、J・ヤングの『ニュー・クリミノロジー』は、古典派刑罰理論からウェーバー、マルクス、デュルケムの法理論の検討、そしてラベリング理論批判へといたる学説史研究を通じて、これまた社会統制に関する権力問題を中心にすえている<sup>23</sup>。さらにまた、これらラディカルな逸脱研究の百花斉放ともいべき展開とあいまって、刑事司法分野において、公然たる社会防衛論の立場を表明し、犯罪者に対する厳罰主義を唱える犯罪抑止論（deterrence theory）の台頭を看過してはならないであろう。この理論は、ラベリング理論以降の諸逸脱理論が伝統的なインスティテューションリズムを基礎とした社会復帰モデルに対して向けた批判に乗じて台頭した、保守勢力の側からの国家主義的な反撃にほかならない<sup>24</sup>。この抑止理論を含めて、70年代以降の逸脱研究の動向を総体として眺望するとき、そこに、19世紀以来の社会問題研究が学問の価値中立性の名の下に抑圧してきた社会問題の政治性が、現在、まさに露呈しはじめつつあることの徴候が読みとれるといわざるをえない。パンドラの箱が開け放たれたのである。

#### 註

- 1) T. Parsons, *The Structure of Social Action*, McGraw-Hill, 1937.
- 2) M・フーコーによれば、社会学を含めて、19世紀以降の人間諸科学は生物学、経済学そして言語学を順次モデルにして展開してきたという。彼は、社会学および社会病理学の成立を生物学モデルによって説明しているが、それが何故いかにして可能となったかを説明していない点においていわゆる常識的な通説を一步も越えていない。また、デュルケムを社会病理学の代表として挙げているが、これまた通説の反復にすぎない。本論は、学問的な知が時代のいかなる認識論的空間の上に成立するかというフーコーの問題構成を継承しているが、彼もまた暗黙のうちに前提としていた通説を踏み越えることを意図している。さらに付言すれば、構造主義を代表とする言語学モデルによる社会理論は社会問題を扱えないという限界がある。フーコーが近代産業社会の強制的な身体技術の問題を扱った『監獄の誕生』（1975年）の方法は、その独自の社会体の概念とともに、やはり身体のシンボリズムの地平に属している。M. フーコー『言葉と物』（1966年）参照。
- 3) E. P. Thompson, *The Making of the English Working Class* (Penguin; 1968).

- G. Stedman Jones, *Outcast London*. (Oxford Univ. Press, 1971).
- 4) ここで触れている公衆衛生学者とは、イギリスのチャドウィック、フランスのバラン＝デュシャトレを指している。
  - 5) 従来の社会病理学史あるいは社会問題理論史がこれら公衆衛生思想について触れてこなかったのは大きな欠陥といわなくてはならない。とりわけ、イギリスの公衆衛生法（1851年）の実質上の推進者チャドウィックは、ベンサム主義の信奉者であるが、上下水道整備を「都市の大動脈と大静脈」とみなしてその緊急性を唱えた彼の衛生思想は、原子論的社会観から社会有機体論へのターニング・ポイントをなすものとして、今後さらに研究されなければならないだろう。
  - 6) J. D. グラスは実存主義的パースペクティヴからアメリカ社会問題を葛藤モデルによって捉える社会学者である。彼は、社会病理学から機能主義理論までの社会問題の定義が絶対主義的（absolutistic）であると論じている。J. D. Douglas, *Defining America's Social Problems*, Prentice-Hall, 1974.
  - 7) R. K. Merton, *Social Theory and Social Structure*, Free Press, 1968. 森東吾他訳『社会理論と社会構造』みすず書房, 1963年。
  - 8) A. K. Cohen, *Delinquent Boys: the culture of the gang*, Free Press, 1955.
  - 9) R. A. Cloward and L. E. Ohlin, *Delinquency and Opportunity*, Free Press, 1960.
  - 10) ちなみに、アメリカにおいて、社会問題研究が逸脱行動論あるいは逸脱社会学の名で呼ばれるようになったのは、M. Clinardの *Sociology of Deviant Behavior*（1957年）以来のことである。この傾向は今日にまで到っている。
  - 11) G. Rudé, *Paris and London in the Eighteenth Century: Studies in Popular Protest*, Fontana, 1970.
  - 12) R. Bastide (ed.), *Les Science de la Folie*, Mouton, 1972.
  - 13) V. Turner, *Dramas, Fields, and Metaphers*, Cornell Univ. Press, 1974. 梶原景昭訳『象徴と社会』紀伊国屋書店, 1981年。
  - 14) H. S. Becker, "Who's side are we on?," in *Social Problems*, no. 14, 1967.
  - 15) J. I. Kitsuse, "Societal Reaction to Deviant Behavior: Problems of Theory and Method," in H. S. Becker (ed.), *The Other Side*, Free Press, 1964.
  - 16) E. M. Lemert, *Instead of Court*, U. S. Government Printing Office, 1971.  
E. M. Schur, *Radical Non-Intervention*, Prentice-Hall, 1973.
  - 18) K. T. Erikson, *Wayward Puritans*, Wiley and Sons, Inc. 1966. R. A. Scott, *The Making of Blind Men*, Russell Sage, 1960.
  - 19) ラベリング理論以降の「葛藤モデル」による逸脱諸理論を、N. Davisは「社会統制パースペクティヴ」という名称で一括している。N. J. Davis, *Sociological Constructions of Deviance*, Brown Company, 1975.
  - 20) A. Platt, *The Child Savers: the Invention of Delinquency*, Univ. of Chicago Press, 1960.
  - 21) S. Cohen, *Folk Devils and Moral Panics*, MacGibbon & Kee, 1973.
  - 22) J. Ditton, *Contrology: beyond New Criminology*, Macmillan Press, 1979. デイトンは、M. Maruyama および L. Wilkins のセカンド・サイバネティックスを精緻化して「犯罪の波」ひいては「暗数の問題」が神話にすぎないことを定式化している。
  - 23) I. Taylor, P. Walton, and J. Young, *The New Criminology*, Routledge & Kegan Paul, 1973. 犯罪抑止論のアメリカおよびイギリスの動向については、それぞれ次の紹介を参照されたい。  
徳岡秀雄「米国における少年司法政策の動向と子供観の変化」『教育社会学研究』第39集, 1984年。  
瀬川 晃「イギリス犯罪学の現代的課題——モラル・パニック論と危険性論」『犯罪社会学研究』第7号, 立花書房, 1982年。

(付記)

この小論は、1985年10月2日、滋賀県の湖南病院医局研究会において発表されたものである。琵琶湖畔の夜を記念して、この小論を精神科医の皆さんに捧げる。(1985年)